

山火事防止に係る措置の延長

2021年8月13日
在ギリシャ日本国大使館

ギリシャでは各地で山火事が相次いでおり、報道等によれば、これまでの大規模な火災による主な被害地域での焼損面積は、エヴィア島で50万エーカー、イリア・アルカディア郡で15万エーカー、アッティカ県で8万エーカーに及んでおり、甚大な被害が出ています。

市民保護省は、人命保護と更なる山火事防止のため、8月5日に発表された以下の措置を8月20日午前6時まで延長すると発表しました。

●全国における森林、NATURA 自然保護地区、立木地域、森林公園への入域を禁止。違反金は1,000ユーロ。また、山火事の原因となり得る作業等（溶接、たき火等）を禁止。違反金は10,000ユーロとする。

引き続き各地で火災が発生している他、既に沈静化された地域においても火災の再燃が警戒されています。

皆さまにおかれましては、引き続き火災の最新状況にご注意いただくと共に、危険を察知した際には速やかな退避に心がけてください。

在ギリシャ日本国大使館（領事部）

Embassy of Japan in Greece 46,
Ethnikis Antistasseos St. , 152 31 Halandri

TEL : 210-670-9910, 9911 FAX : 210-670-9981

HP : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail : consular@at.mofa.go.jp